

【注の追加】

ア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年を超える期間に行われる場合にあつては、週5日を限度として算定する。

、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年を超える期間に行われる場合には、週5日を限度として算定する。ただし、週3日を超えて算定する場合にあつては、患者の意向を踏まえ、必要性が特に認められる場合に限る。

(追加)

注3 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して3年を超える期間に行われる場合であつて、週3日を超えて算定する場合には、長期の入院歴を有する患者を除き、当該日における点数は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

I 0 1 2 精神科訪問看護・指導料

【点数の見直し】

- 1 精神科訪問看護・指導料(I)
- イ 保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士による場合
- (1) 週3日目まで 30分以上の場合 575点
 - (2) 週3日目まで 30分未満の場合 440点
 - (3) 週4日目以降 30分以上の場合 675点
 - (4) 週4日目以降 30分未満の場合

- 1 精神科訪問看護・指導料(I)
- イ 保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士による場合
- (1) 週3日目まで 30分以上の場合 580点
 - (2) 週3日目まで 30分未満の場合 445点
 - (3) 週4日目以降 30分以上の場合 680点
 - (4) 週4日目以降 30分未満の場合

	525点
ロ 准看護師による場合	
(1) 週3日目まで 30分以上の場合	525点
(2) 週3日目まで 30分未満の場合	400点
(3) 週4日目以降 30分以上の場合	625点
(4) 週4日目以降 30分未満の場合	485点
2 精神科訪問看護・指導料(Ⅱ)	160点
3 精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)	
イ 保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士による場合	
(1) 同一日に2人	
① 週3日目まで 30分以上の場合	575点
② 週3日目まで 30分未満の場合	440点
③ 週4日目以降 30分以上の場合	675点
④ 週4日目以降 30分未満の場合	525点
(2) 同一日に3人以上	
① 週3日目まで 30分以上の場合	288点
② 週3日目まで 30分未満の場合	220点
③ 週4日目以降 30分以上の場合	338点

	530点
ロ 准看護師による場合	
(1) 週3日目まで 30分以上の場合	530点
(2) 週3日目まで 30分未満の場合	405点
(3) 週4日目以降 30分以上の場合	630点
(4) 週4日目以降 30分未満の場合	490点
2 精神科訪問看護・指導料(Ⅱ)	160点
3 精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)	
イ 保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士による場合	
(1) 同一日に2人	
① 週3日目まで 30分以上の場合	580点
② 週3日目まで 30分未満の場合	445点
③ 週4日目以降 30分以上の場合	680点
④ 週4日目以降 30分未満の場合	530点
(2) 同一日に3人以上	
① 週3日目まで 30分以上の場合	293点
② 週3日目まで 30分未満の場合	225点
③ 週4日目以降 30分以上の場合	343点

- ④ 週4日目以降 30分未満の場合
263点
- ロ 准看護師による場合
 - (1) 同一日に2人
 - ① 週3日目まで 30分以上の場合
525点
 - ② 週3日目まで 30分未満の場合
400点
 - ③ 週4日目以降 30分以上の場合
625点
 - ④ 週4日目以降 30分未満の場合
485点
 - (2) 同一日に3人以上
 - ① 週3日目まで 30分以上の場合
263点
 - ② 週3日目まで 30分未満の場合
200点
 - ③ 週4日目以降 30分以上の場合
313点
 - ④ 週4日目以降 30分未満の場合
243点

- ④ 週4日目以降 30分未満の場合
268点
- ロ 准看護師による場合
 - (1) 同一日に2人
 - ① 週3日目まで 30分以上の場合
530点
 - ② 週3日目まで 30分未満の場合
405点
 - ③ 週4日目以降 30分以上の場合
630点
 - ④ 週4日目以降 30分未満の場合
490点
 - (2) 同一日に3人以上
 - ① 週3日目まで 30分以上の場合
268点
 - ② 週3日目まで 30分未満の場合
205点
 - ③ 週4日目以降 30分以上の場合
318点
 - ④ 週4日目以降 30分未満の場合
248点

I 0 1 2 - 2 精神科訪問看護指示料

【注の追加】

(追加)

注3 注1の場合において、必要な衛生材料及び保険医療材料を提供した場合に、衛生材料等提供加算として、患者1人につき月1回に限り、80点を所定点数に加算する。

I 0 1 6 精神科重症患者早期集中支